

新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

令和3年1月8日
和光幼稚園

本マニュアルについて

和光幼稚園では、「[新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン](#)」（令和2年6月5日事務次官通知）に則り、対応方針を下記の通り定めます。なお、文部科学省より制定されている「[新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.12.3 Ver.5）](#)」に準じて策定しております。基本方針は変わりませんが、当園として特筆すべき点を下記に列挙します。なお、本マニュアルはあくまでも基本方針として定めており、全ての場面において必ずしも適用される内容とは限りません。実際の状況に応じた判断のもとで対応することが御座いますので予めご了承下さい。

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

（1）感染源を絶つこと

① 発熱等の風邪の症状がある場合等には登園しないことの徹底

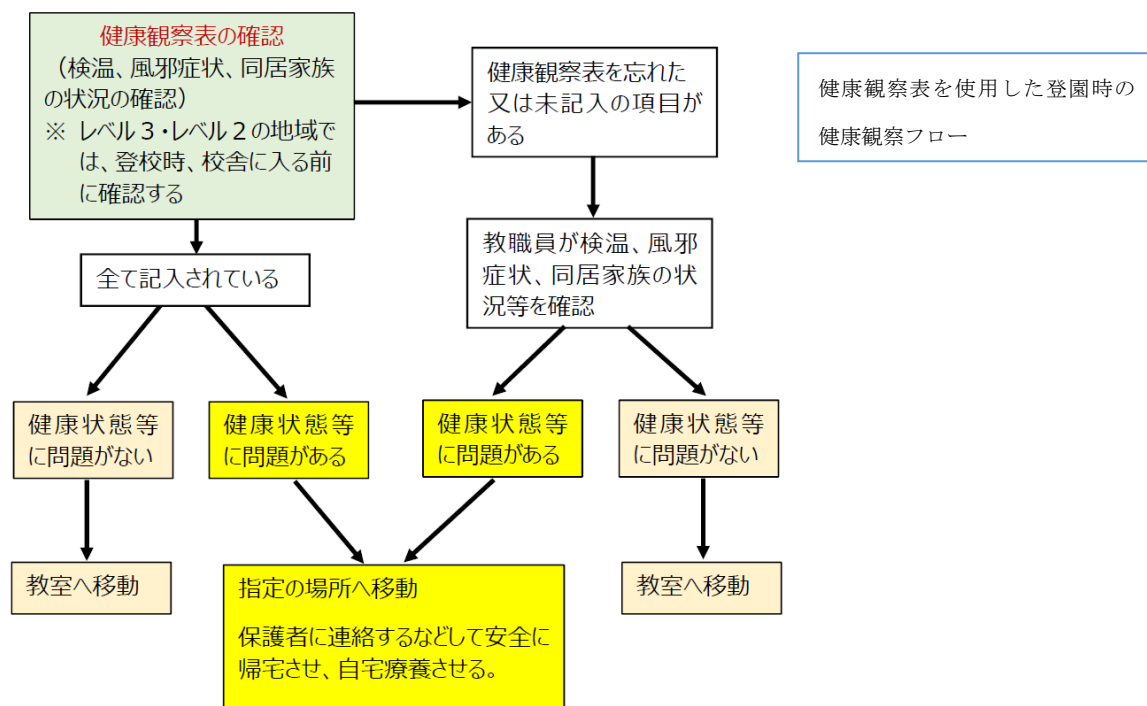
発熱等の風邪の症状がある場合には、児童も教職員も、自宅で休養することを徹底します。

② 登園時の健康状態の把握

登園時、児童の検温結果及び健康状態を把握します。登校時の健康状態の把握には、「検温カード」を活用します。家庭での体温や健康状態を確認できなかった児童については、基本的に園内への入室をお断りさせていただきます。

③ 保育中に発熱等の風邪の症状が見られた場合

発熱等の風邪の症状がみられる場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をします。



(2) 感染経路を絶つこと

① 手洗い

接触感染の仕組みについて児童に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底します。様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室等に入る時やトイレの後、昼食の前後など、こまめに手を洗う機会を設けます。手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導します。これらの取組は、児童生徒等のみならず、教職員や、学校に出入りする関係者の間でも徹底されるようにします。

手洗いの6つのタイミング



「新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5)」P28 引用

② 咳エチケット

感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることを徹底するよう指導します。

③ 清掃・消毒

日々の清掃を徹底して清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の免疫力を高められる環境を整えます。

大勢がよく手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭きます。

(3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導します。

(4) 集団感染のリスクへの対応

① 「密閉」の回避(換気の徹底)

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30分に1回以上、数分間程度、窓

を全開する)、2方向の窓を同時に開けて行うようにします。

②「密集」の回避（身体的距離の確保）

児童生徒の間隔を1メートルを目安にクラス内で最大限の間隔をとるように座席を配置します。屋外での保育活動では不特定多数の人が集まる場所は避け、園庭での活動をメインとします。また登園後や降園後には幼稚園内に留まらず速やかに帰宅して頂くようにします。

また各ご家庭におかれましても不要不急の外出は控えて、不特定多数の方と触れ合う場所を割けるように依頼します。

③「密接」の場面への対応（マスクの着用）

室内での保育活動においては、児童及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用するように徹底します。

また昼食の際には園児一人一人の間にパーテーションを設けて飛沫防止を徹底します。

2. 感染者等が発生した場合の対応について

(1) 児童や教職員の感染者が発生した場合

① 幼稚園への連絡

児童や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。幼稚園への連絡は本人や保護者から直接、感染が判明した旨の連絡をするようにします。

② 感染者や濃厚接触者等の出席停止

児童の感染が判明した場合又は児童が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該児童に対し学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。

原則として発覚または濃厚接触の確認から14日間は自宅待機とします。

③ 校舎内の消毒

児童や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び園医と連携して消毒を行います。当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒するようにします。

(2) 幼稚園で体調不良者が発生した場合の対応

幼稚園で、発熱等の風邪症状が発生した場合には、当該児を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。

(3) 幼稚園で感染者が発生した場合の臨時休園について

児童や教職員の感染が確認された場合、学校保健安全法第20条に基づく幼稚園の全部または一部の臨時休園の要否等について、以下の通り判断します。

① 幼稚園は設置者に連絡し、感染者の幼稚園内での活動状況について伝えます。この情報を踏まえ、設置者は保健所に臨時休園の実施の必要性について相談するとともに、幼稚園及び設置者は保健所による濃厚接触者の範囲の特定等に協力します。

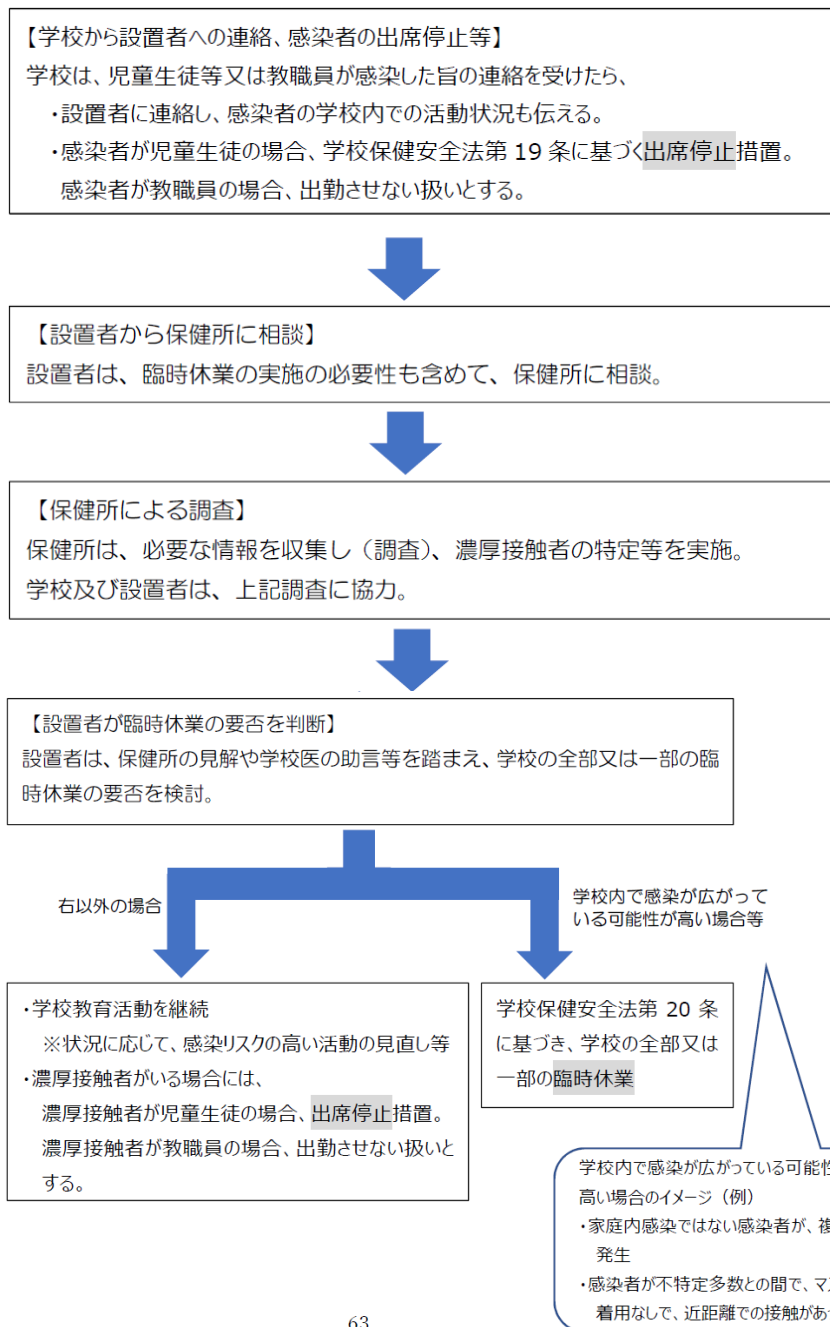
② 同時に園長は感染した児童について、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。感染者が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。

③ 加えて、保健所の調査により他の児童や教職員が濃厚接触者と判定された場合には、園長

はこれらの者についても同様の措置（出席停止・出勤させない扱い）を取ります。

- ④ これにとどまらず、学校の全部または一部の臨時休園を行う必要があるかどうかについては、設置者が保健所の調査や園医の助言等を踏まえて検討し判断します。幼稚園内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、クラス単位、又は学校全体を臨時休園とすることが考えられます。これ以外の場合には、幼稚園教育活動を継続しますが、状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直しや、マスクを着用しない活動の制限など、警戒度を上げる工夫も考えられます。

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフロー



3. その他

(1) 出席停止などの取り扱いについて

下記の通り、文部科学省の指針に準じた判断の上で対応します。

(参考) 出席停止等の取扱いについて

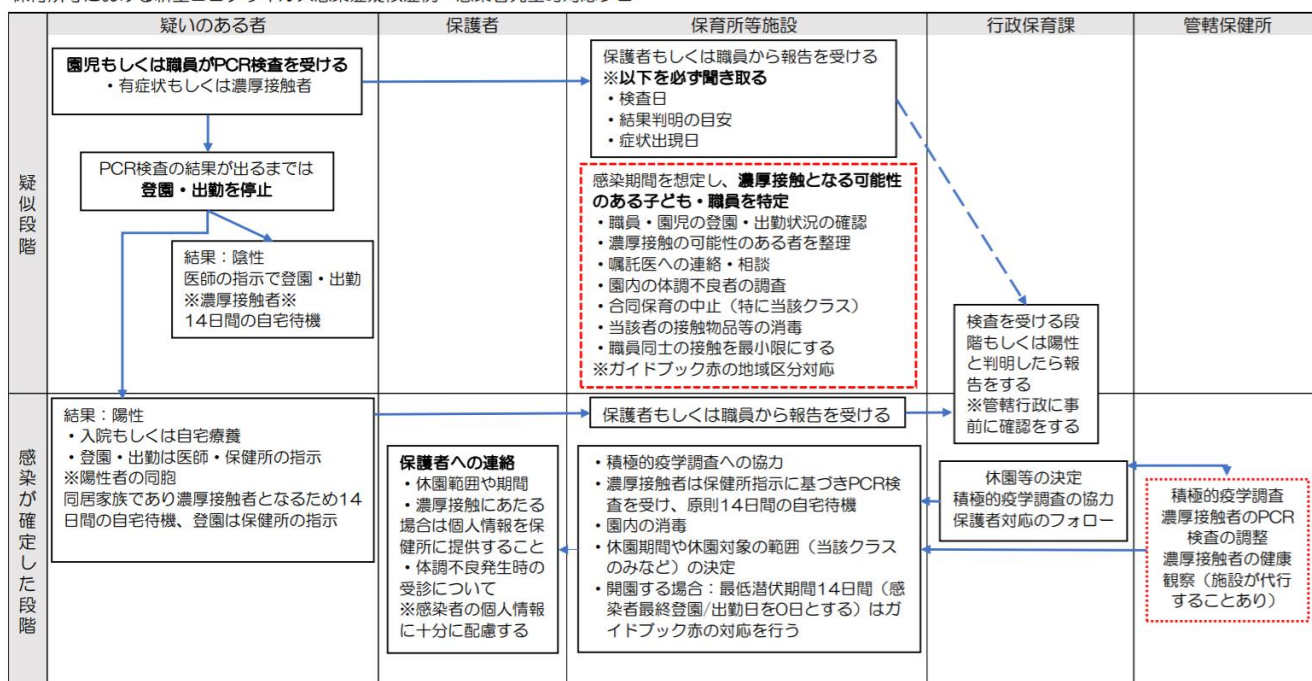
指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」として記録するもの	学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止	<ul style="list-style-type: none"> ・感染が判明した者 ・感染者の濃厚接触者に特定された者 ・発熱等の風邪症状がみられる者 ・（レベル2や3の地域において）同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる者
	「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでない判断された場合 ・感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合

「新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5)」P46 引用

(2) 感染症の疑いがある場合の対応について

下記フローに則り、PCR検査を受けて保健所や行政と連携した対応を迅速に行います。

保育所等における新型コロナウイルス感染症疑似症例・感染者発生時対応フロー



「保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック第2版)」P31 引用

**新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口
受診・相談センター（保健所）**

■発熱等の症状が出た時の受信先などの相談窓口

電話相談窓口	電話番号	備考
市川健康福祉センター（保健所）	047-377-1103	午前9時から午後5時 平日のみ
千葉県発熱相談コールセンター	03-6747-8414	24時間(土日・祝日を含む)
あんしんホットダイヤル	0120-241-596	24時間(土日・祝日を含む)

■健康に関することや一般的なお問い合わせ（健康に関する電話相談窓口）

電話相談窓口	電話番号	備考
市川市コールセンター健康相談直通	047-712-8551	午前9時から午後5時 平日のみ
千葉県電話相談窓口	043-223-2640	午前9時から午後5時 土日・祝日含む
厚生労働省電話相談窓口	0120-565-653	午前9時から午後9時 土日・祝日含む
市川市 保健部 保健医療課	047-712-8641	午前9時から午後5時 平日のみ